



判例講座 刑事訴訟法

〔公訴提起・公判・裁判・上訴篇〕 [第2版]

東京大学大学院法学政治学専攻教授 川出敏裕 著

A5判 ■ 並製 ■ 352頁

定価 3,740 円 (本体 3,400 円 + 税10%)

ISBN978-4-8037-2499-8 C3032

本書のポイント

5年ぶりの改訂！ 新たに3講を追加して上訴もカバー！

「被告人の訴訟能力」、「量刑と余罪」、上訴に当たる「控訴審の審査」の3講を新規追加し、全15講！ 法学部・法科大学院の学生をはじめ、刑事訴訟法の学習者は必読。

最新判例を多数盛り込み、令和5年改正も反映して100頁増！

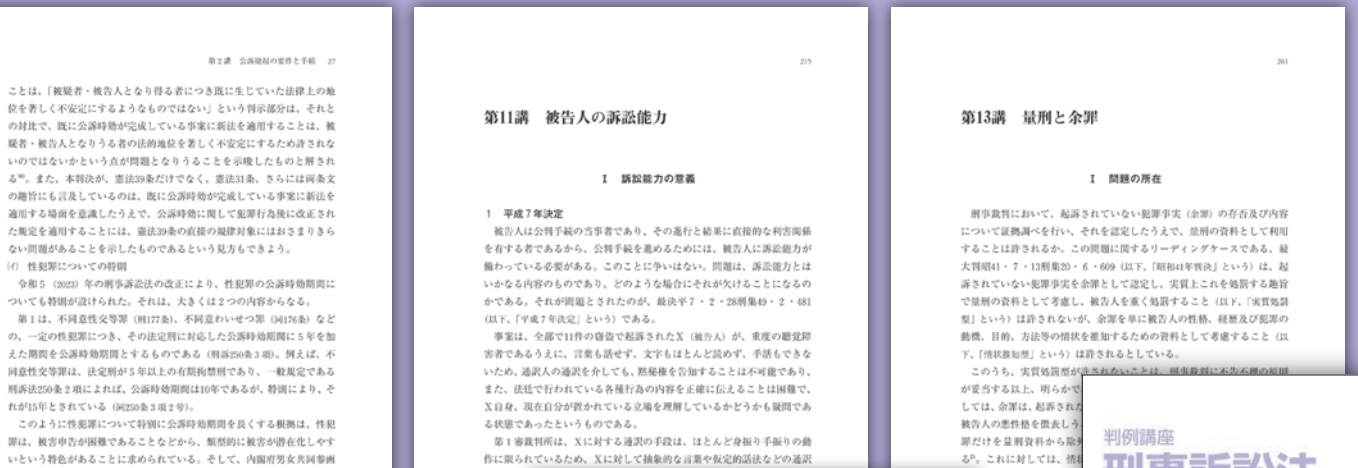
初版刊行以降の重要な判例・裁判例を漏れなく盛り込んで分析・解説し、近時の判例動向を示した。性犯罪に関する公訴時効延長にも対応。

現在の刑事手続をかたちづけている判例の内容を分析・解説！

刑事訴訟法を理解するには、判例の理解が不可欠であることから、重要判例を取り上げて、できる限り詳しく紹介するとともに、その内容を分析し、解説した。

- 基本的な条文や制度についても説明を付しているからわかりやすい！
- 学説は、判例を理解する上で必要な範囲で言及するにとどめているから、裁判実務の立場・傾向がわかりやすい！

内容見本



事項索引・判例索引付き！

事項索引	
〔あ 行〕	形式裁判 5, 21, 279, 284, 288
一事不再理効 6, 56, 113, 286	継続犯 31
一訴因一罪の原則 114, 161	結果時効 30
	結果的加重犯 69
	結合犯 69
判例索引	
	〔大審院・最高裁判所〕
大判大12・12・5刑集2・922 34
大判昭6・12・3刑集10・682 218

第15講 控訴審の審査	
I 総 論	
1 上訴制度の仕組み	
未確定の裁判に対して、上級裁判所による是正を求める不服申立てを上訴という。現行刑罰法では、判決に対する控訴・上告と、決定・命令に対する抗告が定められている。	
上訴の目的は、原裁判の誤りの是正にあるが、裁判は、法律に定められた手続に従い、事実を認定し、それに法律を適用し、有罪の場合には刑を量定するというプロセスをたどるから、それぞれのプロセスにおける誤りが上訴による是正の対象となりうる。そして、このうち、どの部分の誤りが上訴の対象とし、また、わが国のように上訴が2段階になっている場合には、その対象をそれぞれの審級にどのように割り当てるかについては、様々な仕組みが考えられるところであり、実際にも、上訴制度は国ごとに異なっている。	
大陸法系の諸国では、重罪については控訴を認めず、手続違反を含む法	



目次裏面参照 ▶▶▶

第1講 公訴権の運用と規制

- I 公訴権運用の実状
II 公訴権の規制
1 不起訴処分に対する規制
2 起訴処分に対する規制——公訴権濫用論

第2講 公訴提起の要件と手続

- I 公訴提起の要件
1 意義
2 公訴時効
II 公訴提起の手続——予断排除の原則
1 意義
2 判例の状況

第3講 訴因の明示・特定

- I 訴因の特定の趣旨と基準
1 訴因の記載事項
2 訴因の特定の趣旨
II 判例の状況
1 訴因の特定の基準——白山丸事件判決
2 判例の展開
III 訴因の特定の判断手続

第4講 訴因と裁判所の審理の範囲

- I 問題の所在
II 判例の状況
III 訴因による裁判所の審理範囲の限定
1 訴因外の事実の位置づけ
2 一部起訴の可否

第5講 訴因・罰条の変更(1)

——訴因変更の要否

- I 問題の所在
II 判例の状況
1 従来の判例
2 判例の展開——平成13年決定
3 その後の判例
III 訴因変更の要否の基準
1 審判対象の画定の見地からの訴因変更
2 訴因変更が典型的に不要な場合——縮小認定
IV 過失犯における訴因変更の要否
1 判例の展開
2 訴因変更の要否の基準
V 釈明内容と異なる事実の認定

第6講 訴因・罰条の変更(2)

——訴因変更の可否

- I 公訴事実の単一性と同一性
II 公訴事実の同一性の判断基準
1 同一性判断の際の基本的な考え方
2 判例の状況
3 覚醒剤使用罪における訴因変更

第7講 訴因・罰条の変更(3)

——訴因変更の許否・訴因変更命令

- I 訴因変更の許否
1 問題の所在
2 訴因変更の時機
3 変更前の訴因が成立する場合の訴因変更
II 訴因変更命令
1 訴因変更の命令・勧告義務の存否
2 訴因変更命令の形成力

第8講 訴因・罰条の変更(4)

——その他の諸問題

- I 罰条変更
II 罪数判断の変化と訴因
1 問題の所在
2 一罪から数罪への変化
3 数罪から一罪への変化
III 訴訟条件(公訴提起の要件)と訴因
1 訴訟条件の存否の判断対象
2 公訴時効と訴因

第9講 公判前整理手続(1)

——手続の概要・証拠開示

- I 手続の概要
1 目的
2 手続の内容
3 手続の流れ
II 証拠開示制度
1 制度創設の背景
2 制度の枠組み
3 証拠開示の対象

第10講 公判前整理手続(2)

——その後の公判手続

- I 証拠調べ請求の制限
1 制度趣旨
2 裁判例の状況
3 職権による証拠調べ
II 主張制限
1 問題の所在
2 判例の状況
3 主張制限の可否
III 公判前整理手続後の訴因変更
1 裁判例の状況
2 訴因変更請求の制限
IV 期日間整理手続

第11講 被告人の訴訟能力

- I 訴訟能力の意義
1 平成7年決定
2 訴訟能力の概念

II 訴訟能力の判断基準

- 1 判例の展開
2 訴訟能力の判断基準
3 訴訟運営への影響
III 訴訟能力の回復の見込みがない場合の処理
1 判例の展開
2 裁判所による手続打ち切りの可否

第12講 概括的認定・択一的認定

- I 「罪となるべき事実」の記載
II 択一的認定
1 問題の所在
2 同一構成要件内における択一的認定
3 異なる構成要件にまたがる択一的認定
4 過失犯における択一的認定
5 単独犯と共同正犯の択一的認定

第13講 量刑と余罪

- I 問題の所在
II 判例の内容
1 昭和41年判決
2 昭和42年判決
3 実質処罰型と情状推知型の区別の判断要素
III 裁判例の展開
IV 実質処罰型と情状推知型の区別基準

第14講 裁判の効力

- I 総説
II 内容的確定力
1 内容的確定力の発生根拠
2 内容的確定力が生じる裁判
3 内容的確定力が生じる範囲
4 内容的確定力の存否
III 一事不再理効
1 意義と根拠
2 一事不再理効の発生事由・発生時期
3 一事不再理効の客観的範囲
4 一事不再理効の時間的範囲

第15講 控訴審の審査

- I 総説
1 上訴制度の仕組み
2 控訴審の構造
II 事実誤認の審査
1 事実誤認の意義
2 経験則違反の判断
III 量刑不当の審査
1 量刑審査の枠組み
2 死刑事件における審査

事項索引
判例索引

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 判例講座刑事訴訟法 [公訴提起・公判・裁判・上訴篇] [第2版]

合計 _____ 部

ご所属名 _____ 庁 _____ 道府県 _____ (署・隊・課)

ご担当者名 _____ (TEL: _____)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。

Table with 2 columns: 係名, 氏名

Table with 2 columns: 係名, 氏名

利用目的 当社は本申し込みにより収集した個人情報について、商品発送やサービス実施とご案内、お問合せへの回答に利用いたします。第三者提供 当社は法令に基づく場合、本人の同意がある場合を除いて個人データを第三者へ提供することはありません。開示請求 ご本人確認の上で、開示・訂正・削除・利用停止の対応をいたします。詳細については、当社窓口よりご連絡ください (https://tachibanashobo.co.jp/help/privacy)。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2
TEL:03-3291-1561(代表) https://tachibanashobo.co.jp